No. 1

(提出年月日) 令和4年6月2日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

インボイス制度の実施を中止するよう求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染拡大で大きく落ち込んだ日本経済に追い打ちをかけるように、原油価格の高騰や円安の進行、ロシアのウクライナ侵攻の影響で消費者物価が上昇し、国民の暮らしや中小企業の営業に大きな打撃を与えている。

経済悪化が長期化する中で、令和5年10月1日から開始される消費 税のインボイス制度により、経営難に苦しむ小規模事業者や個人事業主 は、仕事が継続できるかどうかの深刻な事態に直面している。

年間売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者は、全国で約424万人おり、そのうち75%をフリーランスや個人事業主が占めるとされている。

インボイス制度は、これまで消費税を販売価格に転嫁することが困難だった小規模事業者や個人事業主にまで、課税事業者となって消費税を納税するよう強要するものである。課税事業者は、免税事業者との取引では仕入税額控除ができず、消費税納税額が増加することになり、免税事業者は取引先から排除されるおそれがある。また、免税事業者のままでは、取引先から「課税事業者になるか、増える消費税分の値引きか」の選択を迫られることにもなる。このままでは営業を続けられず、廃業に追い込まれるケースが続出すると懸念されている。

地域経済を支えてきた小規模事業者や個人事業主の営業を困難にし、地域経済の衰退に拍車をかけることは避けるべきである。

よって、本市議会は国に対し、インボイス制度の実施を中止するよう 強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉 市議 会

No. 2

(提出年月日) 令和4年6月2日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度を創設するよう求める意見書(案)

加齢に伴う難聴は、年齢の進行とともに誰にでも起こる可能性がある。 症状が進行すると適切な「聞こえ」が得られず、コミュニケーションが 難しくなることで、高齢者の社会的孤立や鬱、認知症、フレイルに陥る 危険性が高まるとの研究結果も報告されている。

また、平成27年に策定された国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)でも、難聴は、加齢や遺伝性、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等とあわせて認知症の危険因子とされている。

しかし、補聴器の価格は安価なものでも数万円、高価なものは数十万円と大変高額なことから、低所得者にとって補聴器購入は困難な状況があり、このことが補聴器が普及しない大きな要因となっている。

現在、国において制度化されている補聴器購入への助成制度は、障がい者施策の補装具として、身体障害者福祉法第4条に規定する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象であり、41デシベル以上の中等度の難聴者には、購入後の医療費控除はあるものの、補聴器購入そのものへの助成制度がない状況である。加齢性難聴者へ地方自治体が独自に補助制度を創設するには、多額の経費が必要となることから、国は実施してきた「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の成果をまとめ、認知症対策としての「聴覚障害の補正」に取り組むことが求められている。

よって、本市議会は国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度を創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉 市議 会

No. 3

(提出年月日) 令和4年6月2日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

物価高騰から国民の暮らしと中小企業の営業を守る抜本的な対策を講ずるよう求める意見書(案)

コロナ危機のもとで世界的に停滞していた経済活動が再開したことによる需要増、ロシアのウクライナ侵攻と経済制裁に伴う原油価格や小麦価格の上昇、さらに、日本銀行の「異次元の金融緩和」がもたらした急激な円安による輸入価格の引き上げが、物価を高騰させる大きな要因となっている。

ガソリンはもとより、生鮮食品、電気・ガス代など軒並み値上がりしているが、食品や光熱費の値上がりは低所得者ほど打撃が大きく極めて深刻である。また、各種の調査でも、中小企業の7割が仕入れ値の上昇分を販売価格に転嫁できずにいるとされており、コロナ禍で落ち込んでいた国民の暮らしと中小企業の営業は深刻な苦境に陥っている。

国は、物価高騰に対する原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、 コロナ対応の支援も含め6.2兆円の支出を決めたものの、「政策効果 が未知数の事業や不公平感が強い支援も混ざったもの」、「急激な物価 高への対策にはなっていない」などの多くの疑問や批判が出ている。

さらに、「生活困窮者への給付金は、住民税非課税世帯に限定せず支援を必要とする人全体を対象にすべきだ」、「アルバイト収入が減った学生への支援も必要」、「家賃支援給付金を再支給してほしい」、「生活必需品全体の価格を下げるのは消費税減税だ」などの切実な声もあり、国はこれらに応えることができるよう、総合緊急対策の規模と内容を見直して、抜本的に改めることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、物価高騰から国民の暮らしと中小企業の営業を守る抜本的な対策を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

No. 4

(提出年月日) 令和4年6月2日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

高等教育の就学支援新制度の拡充を求める意見書(案)

2020年4月から、家庭の経済状況にかかわらず、大学、短期大学、 高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるようにと、 高等教育の就学支援新制度が実施されたところである。

この新制度は、低所得世帯(住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯)を対象に、給付型奨学金と授業料等減免が受けられるようにするものであるが、対象は全学生の1割程度であり、引きかえに中間所得層の授業料減免がなくなる事態も起きている。このことから、「制度を活用するには収入基準が厳しい」、「無利子奨学金が利用できなくなった」、「生活費を補うためにアルバイトをしたいが成績が維持できるか心配だ」、「希望する学校が給付対象になっていない」、「制度の対象外ぎりずりの低所得者や中間層にも拡充してほしい」などの改善を求める声が広がっている。

今、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵攻、 急激な円安の進行により物価が高騰するなど、経済情勢の悪化は深刻で ある。学生は学びの継続さえ困難な状況も生まれており、安心して教育 を受けられるようにするためには、国際連合の「経済的、社会的及び文 化的権利に関する国際規約(A規約)」第13条2項(c)の「高等教 育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入によ り、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとす ること。」に基づく制度へと抜本的に拡充することが必要不可欠となっ ている。

よって、本市議会は国に対し、高等教育の就学支援新制度を拡充するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉 市議 会

No. 5

(提出年月日) 令和4年6月2日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海洋放出計画を中止するよう求める意見書(案)

本年5月18日、原子力規制委員会は、東京電力から提出されていた、福島第一原子力発電所事故により発生する放射能汚染水の海洋放出計画を審査し、東京電力の申請を認める「審査書案」を了承した。今後、一般からの意見募集を行った上で正式に決定するとされている。

これまで、原発事故の汚染水問題に復興を妨げられてきた漁業者たちはやむなく、2015年に原子炉建屋周辺の地下水をくみ上げて浄化処理した後、海へ放出する「サブドレイン計画」を苦渋の選択として受け入れた。その際、政府と東京電力は、高濃度のトリチウムを含む汚染水(アルプス処理水)については、タンクで厳重保管し「漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない」と約束していたものである。

しかし、昨年4月、政府はこの約束を破り海洋放出を決定した。これまで、政府と東京電力は、汚染水タンクからの漏洩や海洋流出事故が起きていても、汚染水の状況は「コントロールされている」との発言やデータ隠し、対応のおくれなど、無責任で不誠実な姿勢を続けてきたが、今回の海洋放出の政府の決定や、原子力規制委員会の了承についても、余りにも強引と言わざるを得ない。

今、漁業関係者だけではなく地元自治体を初め、国内外に反対や懸念の声が広がっている。復興のための日々の努力と風評被害をなくす取り組みに逆行する、今回の汚染水放出計画の強行は撤回すべきである。

よって、本市議会は国に対し、福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海洋放出計画を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

No. 6

(提出年月日) 令和4年6月2日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

千葉西警察入口交差点の交通安全対策の改善を求める意見書(案)

千葉市美浜区の国道14・357号千葉西警察入口交差点で、交通事故対策として横断歩道の安全を確保する改良工事が行われた。この改良工事は、車両が稲毛区小仲台方面の市道から国道を東京方面へ右折する際に、横断歩道を渡る歩行者などとの接触事故が多発したため、横断歩道を千葉方面側に移設したもので、これにより事故を回避できたことに異論はない。

しかし、本年3月8日以降、横断歩道の移設に加え旧道から国道に合流するための側道を通行どめにしたことで、1回の信号で車両は6台ほどしか進まず、また、旧道から右折し、千葉方面に向かう国道に出るために左折する際には、横断歩道を渡る歩行者を待たなければならず、スムーズな通行とはならない。

そのため、旧道から国道に出る際の迂回路を示しているものの、結果 として周辺の狭隘道路が混雑し、周辺住民から苦情の声が寄せられてい る。しかも、5月の連休明けからガードマンが配置されなくなり、横断 歩道を利用する住民からは、改良工事前より、歩行することが怖いとい った不安の声が寄せられている。

国は、国道の右左折レーンの延伸や旧道の左折レーンの設置、市道の稲毛海岸方面からの右折レーンの追加を行うとしているが、そもそも側道から国道に合流する際には一時停止をし、安全確認をした上で合流すればよいものである。側道の通行どめを解除すれば、横断歩道の歩行者と接触する機会も減ることが予測されることから、側道の通行どめを解除し、周辺の渋滞解消を講ずるべきである。

よって、本市議会は国に対し、千葉西警察入口交差点の側道の通行どめを解除し、交通安全対策を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

No. 7

(提出年月日) 令和4年6月2日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

千葉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度をより利用しやす くなるよう運用の改善を求める意見書(案)

消費税の増税やコロナ禍の長期化、物価の高騰により人々の暮らしや 中小企業の営業が脅かされ、資金を工面できない人が少なくない。

千葉県社会福祉協議会では、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付などの生活福祉資金貸付事業を行っており、令和2年3月から令和3年3月末までに82,707件の申し込みがあった。そのうち78,311件に貸付を行い、決定率は94.7%となっている。

生活福祉資金貸付制度のうち福祉資金は低所得者・高齢者・障害者世帯に対し、日常生活を送る上で一時的に必要と見込まれる経費を貸し付けるものであり、教育支援資金貸付は、低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する学校へ就学するために必要な経費を貸し付けるものである。しかし、福祉資金のうち福祉費の決定率は、福祉資金・教育支援資金貸付全体では96.0%であるのに対して、90.3%と低くなっている。

貸付を受けるにあたっては、暮らしが困難なときに、一時的に支援してもらえることで、当面の日常生活の困難を乗り越えることができるのに、原則必要とされている連帯保証人や、先の見通しが立たないうちに借入金の返済計画が必要なことなどが強調され、借りることそのものを断念する例も少なくない。生活実態に寄り添った相談対応を行い、利用しやすくするべきである。

よって、本市議会は千葉県に対し、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度をより利用しやすくなるよう運用の改善を強く求めるものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日